

「浦安小児医療懇話会」 会則

第一条 (名称)

本研究会は（以下本会と略す）は「浦安小児医療懇話会」（旧 順天堂浦安病院水曜講演会）と称する。

第二条 (目的)

本会は地域医療における小児疾患の診断・治療・予防法の向上，病診連携の充実のため，小児診療に携わる医師および医療従事者の交流を図っていく。

第三条 (事業)

本会は目的を達成するために学術集会を行う。

第四条 (会員)

本会の目的に賛同する医療関係者をもって構成する。

第五条 (世話人)

本会は内規に明記する代表世話人1名と世話人を若干名置く。

第六条 (会費)

学術集会参加の医師（研修医を除く）より参加費 500 円を徴収する。

第七条 (世話人の職務)

世話人会を組織し，この会則を定める事項のほか，本会の維持と運営に関する重要事項を審議・決定する。

第八条 (監査)

年一回，会計監査を行う。

会計年度は，4月1日より翌年の3月31日とする。

第九条 (運営)

1. 本会は世話人の合議により運営される。
2. 学術集会は世話人において運営を検討し，原則として年5回以上開催する。
3. 学術集会の運営は，事務局が行う。

第十条 (事務局)

本会の事務局は、順天堂大学医学部附属浦安病院 小児科に置く。

〒279-0021

千葉県浦安市富岡 2-1-1

順天堂大学医学部附属浦安病院 小児科 教授 大日方 薫

第十一条 (会則の変更)

本会の会則変更は世話人会の議決をもって行うものとする。

第十二条

本会則は2009年12月1日をもって施行する。

(内規)

役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

ただし、再任は妨げない。

会計年度は4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

代表世話人	順天堂大学医学部附属浦安病院	小児科	教授	大日方 薫
世話人/監事	順天堂大学医学部附属浦安病院	小児科	准教授	新妻 隆広
世話人/会計	順天堂大学医学部附属浦安病院	小児科	准教授	西崎 直人

2009年12月1日作成

2020年3月1日改正